

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公印規程（昭和34年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 公印は、別に定める様式による公印台帳に登録する。</u></p>	<p>(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(公印取扱者)</u></p> <p><u>第4条 管守機関は、所属職員のうちから公印取扱者を定めなければならない。</u></p> <p><u>2 公印取扱者は、管守機関の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</u></p> <p><u>(公印の保管)</u></p> <p><u>第5条 公印は、公印箱に保管し、執務時間外にあっては、金庫等に格納しておかななければならない。</u></p> <p><u>(公印の使用)</u></p> <p><u>第6条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする行政文書（以下「行政文書」という。）及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</u></p> <p><u>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</u></p>
<p>(印影の印刷)</p> <p><u>第4条 岩手県教育委員会及び岩手県教育委員会教育長の公印の印影を印刷しようとするときは、<u>教育企画室長の承認を受けなければならない。</u></u></p>	<p>(印影の印刷)</p> <p><u>第7条 公印の印影を印刷しようとするときは、<u>管守機関の承認を受けなければならない。</u></u></p> <p><u>(公印の調製等)</u></p> <p><u>第8条 管守機関は、別表に掲げる種類に応じ、同表に定めるひな形及び大きさにより、公印を調製し、又は改刻することができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する公印以外の公印を調製しようとするときは、<u>教育企画室長の承認を受けなければならない。</u></u></p> <p><u>3 管守機関は、公印を調製し、又は改刻したときは、当該公印の印影を別に定める様式による公印台帳に押印し、かつ所</u></p>

要事項を記載の上教育企画室長に提出しなければならない。

4 公印は、公印台帳を教育企画室長に提出した後でなければ、これを使用してはならない。

(公印の廃止)

第9条 管守機関は、公印を廃止したときは、その旨及び廃止年月日を教育企画室長に通知しなければならない。

(公印の亡失等)

第10条 管守機関は、管守している公印を亡失し、又は損傷したときは、速やかに教育企画室長に連絡し、その指示を受けなければならない。

(公印台帳)

第11条 教育企画室長は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。

別表（第2条、第8条関係）

公 印				管守機関	備 考
種 類	<u>ひな形</u>	印 材	大きさ（ミリメートル）		
[略]					

[略]

(公印の亡失等)

第5条 管守機関は、管守している公印を亡失又は損傷したときは、速やかに教育企画室長に連絡し、その指示を受けなければならない。

別表（第2条関係）

公 印				管守機関	備 考
種 類	<u>ひな型</u>	印 材	大きさ（ミリメートル）		
[略]					

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現に使用している公印に係るこの訓令による改正後の岩手県教育委員会公印規程（以下「改正後の規程」という。）第8条第3項の規定の適用については、同項中「公印を調製し、又は改刻したときは」とあるのは、「現に使用している公印について、岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（平成28年岩手県教育委員会訓令第3号）の施行後遅滞なく」とする。
- この訓令の施行の際現に使用している公印については、改正後の規程第8条第4項の規定は、適用しない。